

●必要経費

科 目		具 体 例
雇 人 費	⑧	個人への給料・賃金・農作物などの現物給与、賄費など 「雇人費の内訳」も記入してください。
小 作 料 ・ 賃 借 料	⑨	農地の賃借料、農地以外の土地・建物・農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料等 「小作料・賃借料の内訳」も記入してください。
減 価 償 却 費	⑩	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費
貸 倒 金	⑪	売掛金などの貸倒損失
利 子 割 引 料	⑫	農業に係る借入金の支払利息
租 税 公 課	①	農業用資産の固定資産税、自動車税、水利費など ※必要経費に算入できないもの（所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金保険料、罰金、交通反則金などは算入できません。また住宅用の固定資産税や農業用以外の車の自動車税なども必要経費になりません。）
種 苗 費	㊦	種もみ、苗類、種いもなどの購入費
素 蓄 費	㊦	子牛、子豚、ヒナなどの取得費、種付料
肥 料 費	㊦	肥料、堆肥
飼 料 費	㊦	家畜のエサ代などの飼料代
農 具 費	㊦	使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満のもの（くわ、スコップなど）
農 薬 費	㊦	農薬や消毒薬の購入費、共同防除に係る費用など
諸 材 料 費	㊦	ビニール、縄、釘や針金など
修 繕 費	㊦	農機具、農業用車両、農業用施設などの修理代
動 力 光 熱 費	㊦	農業に要した電気・水道・ガス代、灯油、軽油、ガソリン代などの購入費 ※生活用と事業用が区分されていない場合は、使用した割合によって按分したうえで農業用経費として計上してください。
作 業 用 衣 料 費	㊦	作業衣や軍手、長靴など
農 業 共 済 掛 金	㊦	水稻、農業用車両などに係る共済掛金（生命保険などは必要経費になりません。）
荷 造 運 賃 手 数 料	㊦	出荷の際の梱包費用、運賃、市場などに支払う手数料 （売上から差引かれている販売経費はここに記入してください。）
土 地 改 良 費	㊦	土地改良事業の受益者負担金
雑 費	㊦	農業用の費用で他の経費に当てはまらない経費
農 産 物 以 外 の 棚 卸 高	㊦ ・ ㊦	毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物や毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す農産物以外の資材については、棚卸を省略しても差し支えありません。 販売の目的で飼育する牛、馬、鶏などについては、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入してください。
経費から差引く果樹 牛馬等の育成費用	㊦	収支内訳書（裏面）の「果樹・牛馬等の育成費用の計算」欄の㊦の金額を記入してください。
専 従 者 控 除	⑬	専ら事業に6か月以上従事した生計を一にする配偶者または親族（年齢が15歳未満の人を除く）がいる場合、専従者1人につき次の①・②のうちいずれか少ない方の金額が控除できます。 ①生計を一にする配偶者は86万円、それ以外の親族は50万円 ②（収支内訳書（表面）⑬の金額）÷（事業専従者数＋1） なお「事業専従者の氏名等」欄も記入してください。 ※専従者控除の金額がそのまま専従者の給与収入になります。 また、専従者控除と扶養控除はどちらかしか選べません。



※家事上の費用について

①衣料費や食費などの家事上の費用、②農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用、③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用などは必要経費になりません。②や③などの費用は使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によって按分して事業分のみ計上してください。

○収入金額の明細																
農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額	家事消費 事業消費 金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額	家事消費 事業消費 金額	農産物の棚卸高				
				期首		期末						期首		期末		
				数量	金額	数量	金額					数量	金額	数量	金額	
田	水稲	50	700,000	50,000				特殊施設								
	野菜	20	300,000					⑧ 小計								
								農産物計(④+⑧)					⑤		⑥	
畑								畜産物その他								
								⑨ 小計								
	④ 小計		1,000,000	50,000				合計(④+⑧+⑨)		1,000,000	50,000				③	

○減価償却費の計算															
減 価 償 却 資 産 の 名 称 等 (繰 延 資 産 を 含 む)	面 積 又 は 数 量	取 得 (成 熟) 年 月	④ 取得価格	⑤ 償 却 の 基 礎 に なる 金 額	償却 方法	耐用 年数	⑦ 償却率	⑧ 本年分の償却 期間	⑨ 本年分の 普通償却費 (⑤×⑦×⑧)	⑩ 特別償却費	⑪ 本年分の 償却費合計 (⑨+⑩)	⑫ 事業専 用割合	⑬ 本年分の必要 経費算入額 (⑤×⑫)	⑭ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
トラクター	1	年 月 H19. 1	600,000	30,000		年		12 12	10,000		10,000	100 %	10,000	20,000	均等償却
軽トラック	1	R6. 1	600,000	600,000	定額法	4	0.250	12 12	150,000		150,000	100	150,000	450,000	
		.						12							
		.						12							
		.						12							
		.						12							
		.						12							
計								12	160,000		160,000		160,000	470,000	

収支内訳書【裏面】

○減価償却費の計算

減価償却とは農業などの事業のために用いられる資産の取得に要した費用を使用可能期間（耐用年数）に応じて、その使用する年の収入に対応するように各年分に配分する方法です。

支出した年に全額を必要経費とするのではなく、使用年分に配分して必要経費化していきます。

減価償却の方法は平成19年4月1日以後に取得した場合の「定額法」と平成19年3月31日以前に取得した場合の「旧定額法」で計算方法が異なります。

また、耐用年数におきまして平成21年度より変更しておりますので、4ページ下欄の耐用年数表をご確認ください。

既存の資産の耐用年数も変更するため計算例を旧定額法の計算例に記載しておりますので参考ください。

≪小額な減価償却資産について≫

使用可能期間が1年未満が取得価格が10万円未満の小額な減価償却資産については減価償却をしないで取得価額が必要経費になります。

≪一括償却資産について≫

取得価格が10万円以上20万円未満の場合には、3年間で1/3ずつ均等に償却することができます。

（⑦償却率に「1/3」と記入してください。）

≪中古資産を取得した場合の耐用年数について≫

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。

取得後の使用可能年数の見積が困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数を耐用年数とします。

①法定耐用年数の全部を経過した資産〔法定耐用年数×0.2＝耐用年数〕

②法定耐用年数の一部を経過した資産〔法定耐用年数－（経過年数×0.8）＝耐用年数〕

※計算した年数が2年未満のときは耐用年数を2年とし、計算した年数に1年未満の端数があるときは切り捨てます。

●平成19年4月1日以後に取得 「定額法」

（【計算例】令和6年1月 軽トラック購入価額600,000円 耐用年数4年の場合）

取得価額
①・②

×

定額法の
償却率⑦
※4ページ下欄の
償却率表参照

×

本年中の償却期間⑧
12

×

事業専用
割合⑫

=

本年分の必要経費算入額⑬
※⑭未償却残高が1円に
なるまで償却する。

【計算例】

取得価格600,000円×償却率0.250×償却期間12/12×事業専用割合100%＝150,000円

減価償却費は毎年150,000円になるが、耐用年数経過時点においては備忘価額1円を残すため、令和9年分は149,999円になる。

年分	令和6年分	令和7年分	令和8年分	令和9年分
取得価額	600,000			
減価償却費	150,000	150,000	150,000	149,999
（期末）未償却残高	450,000	300,000	150,000	1

（記載例）

① 取得価額	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	⑦ 償却率	⑧ 本年中の 償却 期間	⑨ 本年分の 普通償却費 (⑤×⑦×⑧)	⑩ 特別償却費	⑪ 本年分の 償却費合計 (⑨+⑩)	⑫ 事業専 用割合	⑬ 本年分の必要 経費算入額	⑭ 未償却残高 (期末残高)
600,000	600,000	定額法	4	0.250	12/12	150,000	－	150,000	100	150,000	450,000

●平成19年3月31日以前に取得 「旧定額法」

(【計算例】平成18年7月 ビニールハウス(固定式) 購入価額1,000,000円 耐用年数:改正前15年、改正後14年の場合)

(取得価額①ー残存価額)②

残存価額(取得価額×残存割合)

残存割合は以下の「残存割合表」を参照してください。

×

旧定額法の償却率③

※4ページ下欄の償却率表参照

×

本年中の償却期間④

12

×

事業専用割合⑤

=

本年分の必要経費算入額⑥

償却可能限度額まで

(減価償却費の累積額が取得価額の95%に達する)

減価償却資産の償却累積額による償却費の特例(平成20年分から適用)

減価償却費の累積額が償却可能限度額に達している場合(未償却残高が取得価額の5%)には、その達した年分の翌年分以後において、5年間で1円(備忘価額)まで償却することができます。

(取得価額①ー償却可能限度額ー1円)

償却可能限度額(取得価額×95%)

÷

5

×

本年中の償却期間④

12

×

事業専用割合⑤

=

本年分の必要経費算入額⑥

※⑧未償却残高が1円になるまで償却する。

【計算例】

残存価額100,000円＝取得価額1,000,000×残存割合10%

H18年分(取得価格1,000,000円ー残存価額100,000円)×償却率0.066×償却期間6/12×事業専用割合100%＝29,700円

H19、H20年分(取得価格1,000,000円ー残存価格100,000円)×償却率0.066×事業専用割合100%＝59,400円

H21年分以降(取得価格1,000,000円ー残存価格100,000円)×償却率0.072×事業専用割合100%＝64,800円

年分	平成18年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分
取得価額	1,000,000							
減価償却費	29,700	59,400	59,400	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800
(期末)未償却残高	970,300	910,900	851,500	786,700	721,900	657,100	592,300	527,500

改正前の償却率(0.066)で償却←→改正後の償却率(0.072)で償却

[償却可能限度額に達した翌年分以後の計算]

償却可能限度額950,000円(取得価額1,000,000×95%)に達している場合は、未償却残高が50,000円(取得価額1,000,000円×5%)になります。そのため償却可能限度額に達している令和3年分は未償却残高が50,000円になります。

(取得価額1,000,000円ー償却可能限度額950,000円ー1円)÷5×償却期間12/12×事業専用割合100%＝10,000円(端数切上)

年分		令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分	令和7年分	令和8年分
取得価額		1,000,000						
減価償却費		64,800	23,900	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
(期末)未償却残高		73,900	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1

(記載例)

① 取得価額	② 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	③ 償却率	④ 本年中の償却期間	⑤ 本年分の普通償却費 (②×③×④)	⑥ 特別償却費	⑦ 本年分の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専用割合	⑨ 本年分の必要経費算入額	⑩ 未償却残高 (期末残高)
1,000,000	40,000	-	-	-	12/12	10,000	-	10,000	100	10,000	10,000

償却率表

残存割合表

耐用年数表

平成19年4月1日以後取得		平成19年3月31日以前取得		資産の種類	残存割合	区 分	形 式	改正後 耐用年数 (H21以後)	改正前 耐用年数 (H20以前)
耐用年数	定額法 償却率	耐用年数	旧定額法 償却率						
2	0.500	2	0.500	建物、農機具など 一般減価償却資産	10%	ビニールハウス(土地に固定)	金属	14	15
3	0.334	3	0.333	繁殖用の乳用牛	20%	ビニールハウス(上記以外)	金属	10	10
4	0.250	4	0.250	種付用の乳用牛	10%	貨物自動車	ダンプ式以外	5	5
5	0.200	5	0.200	その他用の牛	50%	貨物自動車	ダンプ式	4	4
6	0.167	6	0.166	豚	30%	トラクター	乗用型	7	8
7	0.143	7	0.142	競走(繁殖)用の馬	20%	トラクター	歩行型	7	5
8	0.125	8	0.125	種付用の馬	10%	コンバイン	自脱型	7	5
9	0.112	9	0.111	その他用の馬	30%	コンバイン	普通型	7	8
10	0.100	10	0.100	綿羊、やぎ	5%	刈取機	—	7	5
11	0.091	11	0.090	果樹その他の植物	5%	田植え機	—	7	5
12	0.084	12	0.083	※牛と馬については残存価額(取得価額×残存割合)が10万円以上となる場合は、10万円とします。		ポンプ	—	7	8
13	0.077	13	0.076			耕うん機	—	7	5
14	0.072	14	0.071			バインダー	—	7	5
15	0.067	15	0.066			脱穀機	—	7	8
						もみすり機	—	7	8